

事 務 連 絡  
令和2年11月20日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

### 社会福祉施設等へのPCR検査の強化について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、本県でも2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

このため、本県では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対し、幅広く、迅速かつ積極的にPCR検査を実施することとしております。ついでには、各障害福祉サービス事業所等におかれては、入所者や職員等に発熱等の症状を呈する方がいる場合には、管轄の保健所に連絡するなど、検査の実施へのご協力をお願いします。

なお、別紙2中1(2)(←厚労省コロナ対策本部通知)のとおり、高齢者施設等(障害福祉サービス事業所等を含む)において自費で検査を実施した場合には、その費用は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による補助の対象となりますので、改めて申し添えます。

## 「感染拡大特別期」における新たな対策

昨日、県内で過去最多の132人の新規感染者が確認され、100人を超える日が3日間続いています。全国的にも過去最多を更新する都道府県が相次ぎ、これらを総合的に判断すると、「感染拡大特別期」に入ったと言わざるを得ません。県民の皆様には、厳重な警戒をお願いします。

### 1 「感染拡大特別期」に突入

県民への厳重警戒の呼びかけを強化

特に、飲食の場面に注意

〔参考〕「改めて、感染防止の徹底を」（11月18日付知事メッセージ）

### 2 宿泊療養施設の増強

現計画700室に加え、さらなる確保を推進

### 3 クラスター対策の強化

#### ① 社会福祉施設等へのPCR検査の強化

職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している方々や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施

#### ② 従業員、利用者等に対し、ウイルスを持ち込ませないため、その行動や健康管理を改めて徹底

## 改めて、感染防止の徹底を！

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、クラスターの発生などにより、昨日、過去最多の106人となるなど、この1週間で557人にのぼっています。

このままの状態が続くと、病床のひっ迫を招くことにもなりかねず、そうならないためにも、今ここで、感染拡大を食い止めなければなりません。

皆様や大切な方の生命・健康を守るため、改めて、次の「5つの場面」に注意してください。

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 休憩室、喫煙所、更衣室等

上記の場面では、感染リスクが高まりますので、その後の自身の体調や行動に注意してください。

クラスターが発生している医療機関や社会福祉施設、大学等の施設、事業者・県民の皆様には、特に次のことを徹底してください。

### 【医療機関・社会福祉施設関係の皆様へ】

- 院内・施設にウイルスを持ち込まないため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託業者等に対しても注意を促してください。
- 院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力してください。

### 【大学関係の皆様へ】

- 授業そのものよりも、飲み会や寮生活、部活動等でクラスターが発生していますので、これらの場面では感染リスクが高まることについて、教職員、学生等へ注意を促してください。
- ウイルスの持ち込みを避けるため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、来訪者、出入り業者等に対しても注意を促してください。
- 学内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力してください。

### 【飲食店事業者の皆様へ】

- Go To Eat 参加飲食店では、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」としてください。
- Go To Eat に参加されない飲食店も、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」となるようご協力をお願いします。

### 【その他事業者の皆様へ】

- 従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底を呼びかけてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンターなど見やすいところでの掲示をお願いします。

### 【県民の皆様へ】

- ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の利用を控えてください。
- 飲食店を利用する場合は、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようご協力をお願いします。
- マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密（密閉・密集・密接）の回避など、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。  
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底してください。
- 冬期を迎え暖房を使用する場合でも室温が下がらない範囲で窓を開けるなど、換気を徹底してください。
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。
- 医療機関や社会福祉施設等への面会等には感染対策に注意し、施設等の指示にご協力をお願いします。
- 感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようお願いします。
- 医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

事務連絡  
令和2年11月19日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 1. 高齢者施設等での検査の徹底

#### （1）高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

## (2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

## 2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口の情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

### (参考)

- ・ 医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・ 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>